	日本留学試験検定料収入	△ 412,535,267		
	その他事業収入	△ 296,909,660		
	受託収入	△ 726,914,778		
	寄附金収益	△ 161,823,296		
	資産見返寄附金戻入	△ 1,468,536		
	財務収益	△ 276,174,174		
	臨時利益	△ 49,910,000	△ 30,339,916,856	
	業務費用合計			98,824,394,356
Ⅱ	損益外減価償却等相当額			
	損益外減価償却相当額	1,291,932,983		
	損益外固定資産除却相当額	6,348,846		1,298,281,829
Ⅲ	損益外減損損失相当額			7,314,807
Ⅳ	引当外賞与見積額			△ 10,345,078
Ⅴ	引当外退職給付増加見積額			236,647,000
Ⅵ	機会費用			
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	1,120,976,650		
	無利子融資取引の機会費用	14,170,122,882		15,291,099,532
Ⅶ	（控除）国庫納付額			△ 7,204,908
Ⅷ	行政サービス実施コスト			115,640,187,538

行政サービス実施コスト計算書注記

⑴　引当外退職給付増加のうち、国等からの出向職員に係るものが18,152,000円含まれており、国家公務員退職手当法に基づき期末在職出向職員に係る自己都合要支給額の当年度増加額を計上しております。

⑵　都道府県に対して、高等学校又は専修学校の高等課程に入学する者に学資の貸与を行うための資金を支給していることにより、業務費用27,044,217,000円を計上しておりますが、これに対応する収益は国から受け入れた高等学校等奨学金事業交付金収益であるため、行政サービス実施コストに同額の費用が含まれております。

利益の処分に関する書類

平成22事業年度

（単位：円）

区　分	金　額	
Ⅰ　当期未処分利益		3,410,232,534
当期総利益	3,410,232,534	
Ⅱ　利益処分額		3,410,232,534
積立金	3,410,232,534	

重要な会計方針等

当事業年度より、独立行政法人会計基準(「独立行政法人会計基準の改定について」(独立行政法人会計基準研究会、財政制度等審議会　財政制度審議会　法制・公会計部会　公企業会計小委員会　平成22年10月25日）及び「「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するＱ＆Ａ」(総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会　平成22年11月最終改訂)を適用しております。

Ⅰ　重要な会計方針

1．運営費交付金収益の計上基準

期間進行基準を採用しております。ただし、奨学金業務システム開発業務及び国際交流会館等の譲渡に要する業務経費については、業務達成基準を適用しております。

（追加情報）

本機構が実施している国際交流会館等留学生寄宿舎等の設置及び運営については、平成22年４月28日の行政刷新会議事業仕分けにおいて、「事業の廃止（ただし、現在の入居者に配慮すること）」との評価結果を受け、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月７日閣議決定）において、各独立行政法人について講ずべき措置として、「大学・民間等への売却を進め、平成23年度末までに廃止する。」及び「国際交流会館等の譲渡により生じた収入の額は、政府支出の比率に応じて国庫納付する。」とされたことに伴い、22年度から複数年度に渡って譲渡に係る業務を行うことになるため、業務達成基準を採用することとしました。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　５～54年

構築物　５～30年

工具器具備品　３～20年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

厚生年金基金から支給される年金給付については、運営費交付金により厚生年金基金への掛金及び年金基金積立不足額に関して財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、会計基準第38に基づき計算された退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4．貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産再生更生債権等については回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

5．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

6．未収財源措置予定額の計上基準

⑴　第一種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第一種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第22条及び独立行政法人日本学生支援機構法施行令第19条の規定に基づき、後年度に一般会計から借入金が償還免除されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。

⑵　第二種学資金の返還免除損に係る未収財源措置予定額

第二種学資金の返還免除損については、独立行政法人日本学生支援機構法第23条の規定及び中期計画に計上されている第二種学資金返還免除補填金により財源措置されることが明らかであることから、発生した返還免除損の全額に相当する額を未収財源措置予定額として計上しております。